通知 第 3 号
令和8年11月20日

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 齊 藤 祐

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
6MT61AC10030	6MT11CA1003 0001		

品名 または 件名
クレジットカード等立替払いに係る業務（その２）
部品番号 または 規格
仕様書のとおり
使 用 器 材 名

予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引 渡 場 所
札幌病	札病 会計課
搬 入 場 所	納 期 ま た は 工 期
札病 会計課	令和9年3月31日（水）

2 契約条項を示す場所
仕様書、標準契約書及び入札心得等については、自衛隊札幌病院総務部会計課に掲示する。

3 説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
提出日時場所 ：令和8年11月27日（金）9時00分 自衛隊札幌病院 総務部会計課事務室

4 決定方式及び契約方式
決定方式：単価 契約方式：随意契約

5 注意事項
・見積書上部に、件名リスト一連番号を記入してください。
・見積書は、消費税に係る課税事業者・免責事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載してください。消費税額は課税事業者及び免税事業者問わず、請求書の合計額に一律１０％（円未満切捨）を上乗せ致します。
・契約書作成について：落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式（基準）により契約書を作成する。
・適用する契約条項：駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の保護に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項
・違 約 金：契約金額の１００分の１０以上を徴収
・延滞賠償金：遅延１日につき契約金額の１０００分の１以上を徴収
・北部方面会計隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html）
・上記ホームページにより契約条項等に承諾及び誓約し、見積書余白に次の文面を記載してください。
「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。
・見積に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：髙橋）
ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４２４３）
・仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 総務部 会計課 会計班（担当：村中）
ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４２４２）

令和8年11月20日

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長　齊藤　祐

自衛隊札幌病院におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

1　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2　本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3　件名リスト

一連番号	件　名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備　考
1	クレジットカード等立替払いに係る業務（その２）	自衛隊札幌病院	契約締結後～9.3.31	8.11.20	8.11.26 1700まで	8.11.27　0900		仕様書のとおり
	以下余白							

4　仕様書（内訳書）の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒００５－８５４３
札幌市南区真駒内１７番地
自衛隊札幌病院　総務部会計課契約班　（担当：髙橋）
ＴＥＬ　０１１－５８１－３１０１（内線４２４３）　ＦＡＸ　０１１－５８１－３１２１
Ｍａｉｌ　fin-sapporohosp-na@inet.gsdf.mod.go.jp

5　見積依頼公表場所及び公表期間
(1)　公表場所
ア　自衛隊札幌病院総務部会計課
イ　自衛隊札幌病院ホームページ http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/
(2)　公表期間
令和８年１１月２０日（金）～令和８年１１月２７日（金）

調達要求番号：

自　衛　隊　札　幌　病　院　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
クレジットカード等立替払いに係る業務 （その２）		札幌病会　６－２Ｃ	
		作　成　日	令和　８年１１月　４日
		変　更　日	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	総務部会計課

1　適応範囲

本仕様書は、患者診療費のクレジットカードを利用した支払用カード端末機の使用料について適用する。

2　要求事項

自衛隊札幌病院（以下「病院」という。）において診療を受けた患者が、診療費が計算できない平日時間外、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第３条に規定する休日（以下「土日休日」という。）並びに年末年始（１２月２９日から１月３日まで）間の救急患者等においても診療費確定後にクレジットカードを利用した支払が可能なカード端末機とする。

3　使用期間

契約締結後　～　令和９年３月３１日

4　クレジットカード決済種別

ＶＩＳＡ、MasterCard、ＪＣＢ、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

5　カード端末機の台数

カード端末機（携帯型）×１台

２４時間使用可能であり、ＶＩＳＡ、MasterCard、ＪＣＢ、AMERICAN EXPRESS、Diners Club が使用できること。

6　カード端末機の機能

(1)　日本クレジットカード協会が定める共同利用端末機であること。

(2)　複数のクレジットカード会社が対応可能なこと。

(3)　病院内からクレジットカード決済が出来ること。

7　カード端末の使用料に関する事項

(1)　使用料

病院が支払う使用料については、本契約によって定められた使用料を支払う。

契約業者は毎月月末に集計を行い自衛隊札幌病院へ請求する。

(2)　使用料の支払回数　４回（毎使用月分を翌月支払い）

8　応用業者条件

診療費が計算できない平日時間外、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第３条に規定する休日（以下「土日休日」という。）並びに年末年始（１２月２９日から１月３日まで）間の救急患者等においても診療費確定後にクレジットカードで支払が可能なカード端末機の使用契約ができること。

9　負担区分

(1)　業者負担

ア　カード端末機（携帯型）に故障または障害が発生した場合は、原因の調査、修理に要する費用

イ　カード端末機（携帯型）が故障した場合は、速やかに交換に要する費用

ウ　カード端末機（携帯型）に関する消耗品

(2)　官側負担

カード端末機（携帯型）利用に関する電気

10　守秘義務

(1)　契約相手方は、病院が保有する個人情報（患者等及び職員）の適切な管理を行うとともに、業務上知り得た業務の内容及び個人情報を第三者に漏らし、または利用してはならない。

(2)　前号については、契約の解除又は契約期間の満了後も同様とする。

11　検査

検査は、本仕様書に基づき、契約担当官及びその補助者が実施する。

12　その他

本仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合には，官側と協議するものとする。